

Harmony通信 2013.10

vol.104

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-271-6751 fax:022-271-6758

平成 24 年分「民間給与実態統計調査」結果

国税庁は、昭和 24 年分から始まり、以後、毎年実施しており今回が第 64 回目となる平成 24 年分の「民間給与実態統計調査」の結果を発表しました。

この調査は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としています。

HP はとてもよくまとめられていますが、特に

＜1年を通じて勤務した給与所得者に関する主な結果＞欄を抜き出してみました。→ 右表 →

民間企業における平均給与が 408 万円（前年比 1 万円減）となり、2 年連続で減少したことがわかりました。今回から初めて正規労働者と非正規労働者を分けた調査が行われ、正規が 468 万円、非正規が 168 万円で、300 万円の差がありました。

※門田より…厚生労働省等の雇用視点と少し違う賃金統計です。興味深く読みました。皆様もぜひ。

＜1年を通じて勤務した給与所得者に関する主な結果＞

項目	平成23年分(a)	平成24年分(b)	伸び率	(b)-(a)	
1 給与所得者数	4,566万人	4,556万人	% ▲0.2	▲10万人	
	(男性 2,731万人)	(男性 2,726万人)	(▲0.2)	(▲5万人)	
	(女性 1,835万人)	(女性 1,829万人)	(▲0.3)	(▲6万人)	
	- 正規 3,012万人	- 正規 3,012万人	-	-	
	- 非正規 988万人	- 非正規 988万人	-	-	
2 給与総額	186兆7,459億円	185兆8,508億円	▲0.5	▲8,951億円	
	-	正規140兆8,331億円	-	-	
	-	非正規16兆5,866億円	-	-	
	内納税者	172兆9,218億円	172兆1,294億円	▲0.5	▲7,925億円
3 一人当たり平均給与	409万円	408万円	▲0.2	▲1万円	
	(男性 504万円)	(男性 502万円)	(▲0.4)	(▲2万円)	
	(女性 268万円)	(女性 268万円)	(▲0.0)	(▲0万円)	
	-	正規 468万円	-	-	
	-	非正規 168万円	-	-	
	内訳				
給料手当	350万円	349万円	▲0.2	▲1万円	
賞与	59万円	59万円	▲0.5	▲0万円	
4 納税者	3,853万人	3,838万人	▲0.4	▲15万人	
5 納税者割合(4/1)	84.4%	84.2%	-	▲0.2ポイント	
6 所得税額	7兆5,529億円	7兆2,977億円	▲3.4	▲2,552億円	
7 税額割合(6/2)	4.04%	3.93%	-	▲0.12ポイント	
	内納税者	4.37%	4.24%	-	▲0.13ポイント

〔関連リンク〕平成24年分民間給与実態統計調査結果について: <http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/minkan/index.htm>

TOPIX

●宮城県の最低賃金は、

10/31より **696 円(+11 円)**となります。

青森・秋田・岩手・山形:665 円 福島:675 円

東京 **869 円**、神奈川 **868 円**、大阪 **819 円**等

全国の最低賃金は 平成 25 年 最低賃金 で検索!

※発効日は各県で異なります。

●高卒求人倍率が3年連続で改善 0.93 倍に

厚生労働省は、来春卒業予定の高校生の求人倍率が、今年7月末時点で0.93倍（前年同期比0.18ポイント上昇）であると発表しました。全国の高校新卒者の求職者数は約18万6,222人（同3.6%減）、求人数は約17万2,297人（同18.1%増）でした。

●消費増税分から社会保障制度の充実に5,000億円

内閣府は経済財政諮問会議において、来年4月からの消費増税分から社会保障制度の充実に充てる予算額は5,000億円程度になるとの試算を示しました。低所得者の国民健康保険料軽減や保育所の整備などに使われる見込みです。

●「裁量労働制」を拡大 厚労省方針

厚生労働省は、労働者が働く時間を柔軟に決定することができる「裁量労働制」を拡大する方針を固めました。対象となる業務を広げ、手続きも簡単にできるようにすること。来年の通常国会への労働基準法改正案の提出を目指すそうです。

…門田より：昨今、労働時間の概念についてトラブルが多発する中、法律によりどのように整理されるのか注目されます。詳細が見えてきましたら追ってお知らせします。とはいえ、もう少し先になりそうですが。

編集後記

SNS（ソーシャルネットワークサービス）、以前は耳慣れない言葉でしたが、今年に入ってから、報道などで時々耳にするようになりました。そもそもSNSとは何か・・・具体的には、インターネット上で行う投稿により、「人同士のつながり」を電子化するサービスであり、face book、mixi、ツイッター、ライン等、多岐に渡って存在しています。携帯、スマートフォンの普及も後押しし、インターネットにつながるツールさえあれば、写真も動画も瞬時に投稿できる世の中になりました。使い方がえ間違わなければ、プライベートにおいて、有効なコミュニケーションツールとなりますが、残念ながら最近の報道ではトラブルばかりが取り上げられています。送信する前に「これを公開したらどうなるか」投稿後のことを考える想像力および周囲への配慮を持たなければいけません。「口から出た言葉に消しゴムは利かない」という言葉がありますが、SNSの場合、「投稿はどんな内容も一瞬で世界へ発信し、過去のものにはならない」といった特徴があります。そこで後悔しても日本古来の美しい言葉『水に流す』は、通用しないのです。従業員の方が安易に行った投稿で、会社が損害を被ったケースも多く見受けられます。このような事態を防止し、注意喚起をする為に、現在 Harmony では、事業所様向けの SNS トラブル防止ポスターを制作しております。お役に立てれば幸いです。

Harmony通信2013.10

#発行：2013年10月10日

#編集・構成：合同会社Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>